

香川県PTA連絡協議会の 香川県小・中学生

# 総合保障制度

## (傷害総合保険)のご案内

保護者の皆さまへ

香川県PTA連絡協議会 会長 森本卓也



大切なお子さまのご入学、ご進級心よりお喜び申し上げます。

平素は香川県PTA連絡協議会の活動にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、香川県PTA連絡協議会はお子さまの安心・安全を目指し活動しておりますが、残念なことに近年お子さまがケガにあわれたり、他人をケガさせたり、他人の財物を破損し法律上の賠償責任を負われるケースが増加してきております。

香川県PTA連絡協議会では、保護者の皆さま・お子さまの万への備えとして「総合保障制度」を導入しています。本制度は、会員の皆さまへ団体割引等の割引が適用されるため、廉価な保険料で保険に加入いただくことを実現させています。

保護者の皆さまにおかれましては、この機会に是非ともご加入をご検討いただきますようお願いいたします。



保険料は個人で  
ご加入される場合と比較して

# 55.9%

割引でご加入  
いただけます。

(団体割引:30%・優良割引30%・  
大口割引10%を  
適用しています。)

平成30年度契約の  
申込期間等に関して

在校生申込締切

平成30年 **3月30日** (金)

新入生申込締切

平成30年 **4月16日** (月)

保険料引き落とし日

平成30年 **6月12日** (火)

《中途加入》

中途加入も毎月受け付けております。  
毎月20日までの受付分は、  
翌月1日の保険開始となります。

## 総合保障制度をお薦めする理由!

### 1 魅力的な保険料

個人で保険にご加入される場合と比較して

**55.9%引き** でご加入  
いただけます。

**1日あたり約14.6円から**大切なお子さまをお守り  
する保険に加入することが可能です。  
(エコミープランの場合)

### 2 充実の 補償とサービス

お子さまのケガ・病気に加え、熱中症や特定感  
染症等もお支払対象となるプランもあります。

また、近年高額化している賠償責任補償にも対  
応しています。

賠償責任補償は (日本国内のみ)

**示談交渉サービス付!!**

### 3 安心の 24時間補償

学校内のみでなく、通学途上、友達  
と遊んでいる間やご自宅でのケガも  
補償します。

### 4 自動継続

一度保険にご加入いただくと、中学  
3年生まで毎年ご契約が自動継続さ  
れるため、途中で保険が切れることが  
なく、万一事故にあわれても、保険の  
対象外となることがありません。

※平成30年度に中学を卒業される  
方の保険終期は平成31年3月31  
日午後4時までとなります。

本制度専用の専用ダイヤルを設置しています。 ※受付時間 平日9:00~17:00

■ 事故報告 (疾病以外)

0120-067-371

■ 事故報告 (疾病)

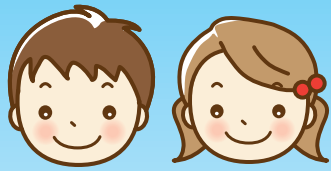
0120-668-309

■ 制度全般

0120-067-370

※受付時間以外のお問い合わせは 0120-727-110





# 大切なお子さまを

## ① 賠償責任

加害事故を起こしたときの備え **日本国内 示談交渉サービス付!!**

日常生活の偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

〈事例〉

- 自転車走行中に他人をケガさせてしまった。
- 休み時間に校内でボールを使って遊んでいたところ、高額備品を壊してしまった。
- 放課後公園でサッカーをして遊んでいたところ、近くに駐車していた車を破損させてしまった。
- 買い物中、店内に陳列してる商品を落として破損してしまった。
- 散歩中、飼い犬が他人に噛みついて、ケガをさせてしまった。

〈支払例〉

- 友人とサッカーをして遊んでいたところ、駐車中の車にボールをあて破損させ、修理費用として**845,200円**のお支払い。

ご家族の方も  
対象



## ② ケガの補償

お子さま自身の事故(急激かつ偶然な外来の事故)によるケガを**24時間補償**

〈事例〉

- 部活中に骨折して入院した。
- 自転車走行中に転倒してケガをして通院した。
- 放課後友達と遊んでいて、ケガをして通院した。

〈支払例〉

- 川で遊んでいて溺死し、**1,300,000円**のお支払い。
- バレーボール競技中、転倒強打したため左膝を手術(入院中)し、**101,500円**のお支払い。  
(ハートフルプラン・スタンダードプランの場合) (入院15日間・通院5日間)



## ③ 病気(疾病)の補償

※ハートフルプランのみ

お子さま自身の疾病により、入院等をされた時に保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険期間が1年の契約については、ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

〈事例〉

- 病気で手術した。
- 肺炎で手術した。

〈支払例〉

- 新型インフルエンザに感染し入院し、**47,800円**のお支払い。(入院10日間、通院6日間)



## ④ 熱中症の補償

※ハートフルプラン・スタンダードプランのみ

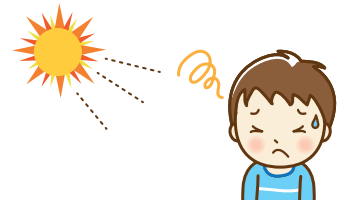
熱中症(日射または熱射による身体障害)になった時に保険金をお支払いします。

〈事例〉

- イベント参加中に熱中症で病院に入院した。

〈支払例〉

- 夏休み旅行中に熱中症になり入院費用として、**3,700円**のお支払い。(入院1日間)



## ⑤ 特定感染症の補償

※ハートフルプラン・スタンダードプランのみ

0-157等の特定感染症を発病した場合に保険金をお支払いします。

〈事例〉

- 0-157に感染し入院した。

〈支払例〉

- 0-157に感染し入院し、**31,300円**のお支払い。(入院7日間、通院3日間)



# 24時間フルサポート!!

## ⑥ 育英費用

扶養者の方が偶然な事故(ケガ)により死亡されたり  
所定の重度後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。

※あらかじめ扶養者(同居している親族で、お子さまの生活費および学業費用の全部  
または一部を継続的に負担してお子さまの生計を主に支えている方)をご指定いただけます。

〈事例〉 ● 扶養者が自動車事故にあい、亡くなった。

〈支払例〉 ● 扶養者が自動車事故でお亡くなりになり、500,000円のお支払い。



## ⑦ 携行品損害の補償

※ハートフルプラン・スタンダードプランのみ

自宅以外で偶然な事故により、被保険者の身の回り品が破損や  
盗難等の損害を被った場合に保険金をお支払いします。

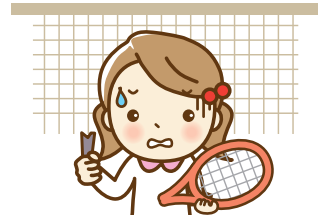
〈事例〉 ● 旅行中にゲーム機を落として壊した。

● 部活中にテニスラケットを破損した。

〈支払例〉 ● 部活中にテニスラケットを破損し、25,000円のお支払い。  
(自己負担額: 1回の事故につき3,000円)

以下の被保険者所有の身の回り品は保険金のお支払いができません。

携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、原動機付自転車、  
バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード、サーフボード など



ケガによる入院・通院でお支払いする保険金が10万円以下の場合、  
お電話で入院・通院日数等をお申出いただくことにより、保険金をお支払いします。  
診断書等をご提出いただく必要はありません。

※ケガをされた時の状況や治療内容等により、別途書類をご提出いただく場合があります。

※ケガをされた方(親権者)から直接損保ジャパン日本興亜へお申出いただく場合にかぎります。

※治療が終了されている場合にかぎります。



※保険金のお支払方法等重要な事項は6ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 皆さまのご質問にお答えします!!

**Q1.** 校外でケガした場合は、  
傷害保険金は支払われない?

Answer

校外でケガした場合も保険金のお支払  
対象となります。24時間保険の対象と  
なります。

**Q2.** 自転車運転に起因した、  
ケガや賠償責任では、  
保険金は支払われない?

Answer

自転車運転に起因した事故でも、保険金  
のお支払対象です。

**Q3.** 事故の相談や、保険金請求する場合等  
の連絡先は?

Answer

本制度専用の専用ダイヤルを設置しています。

受付時間 平日9:00~17:00

■ 事故報告(疾病以外) 0120-067-371

■ 事故報告(疾病) 0120-668-309

■ 制度全般 0120-067-370

※受付時間外のお問い合わせ先

0120-727-110



# 保険金額と保険料

(団体割引30%・優良割引30%・大口割引10%・保険期間1年(保険期間末日において卒業する方については、保険終期は平成31年3月31日午後4時となります)・職種級別A級・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・天災危険補償特約セット)

プラン名		ハートフルプラン (S1プラン)	スタンダードプラン (S2プラン)	エコノミープラン (S3プラン)	
補償内容	ケ	死亡・後遺障害	130万円	130万円	130万円
		入院保険金日額	3,700円	3,700円	2,400円
		手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
	ガ	通院保険金日額	1,800円	1,800円	1,300円
		介護保険金(年額)	100万円	100万円	100万円
	疾病	疾病入院保険金日額	3,700円		
		疾病手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
		疾病退院後通院保険金日額	1,800円		
	その他補償	被害事故補償	1,000万円		
		育英費用	50万円		
		個人賠償責任	1億円		
		熱中症危険補償特約	○	○	
特定感染症危険補償特約 (葬祭費用300万円)		○	○		
携行品損害 (自己負担額1事故3千円)		10万円	10万円		
年間保険料		9,490円	7,600円	5,130円	
制度運営費		200円			
合計掛金(年払)		9,690円	7,800円	5,330円	

※平成30年4月20日時点で加入資格を満たしていれば保険期間の途中で県外に転出される場合でも保険終期までは補償されます。

※加入者証は掛金の引き落とし結果を確認させていただいた後に、7月中旬に郵送します。

※保険契約開始時点での加入人数により保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(平成29年9月現在)

# 申込要領など

## 1 保険期間

- 平成30年4月20日午後4時から1年間

(注)平成30年度に中学校を卒業される方の保険期間の終期はご卒業予定の平成31年3月31日午後4時までとなります。

## 2 募集团体・保険契約者

- 香川県PTA連絡協議会

## 3 加入資格

- 香川県PTA連絡協議会会員のお子さまで、県内の小・中学校（ただし私立小・中学校等のPTA協議会未加入の小・中学校を除きます。）に通われる方
- 平成30年4月20日時点で加入資格を満たしていれば保険期間の途中で県外に転出される場合でも保険終期である平成31年4月20日午後4時までは補償されます。

## 4 申込要領

### ① 申込締切日

- 在校生締切日 平成30年3月30日(金)
- 新小・中学校1年生締切日 平成30年4月16日(月)

※在校生と新小・中学校1年生では申込締切日が異なります。

※締切を過ぎてお申込みいただいた場合、保険料の引き落としができず補償ができない場合や、中途加入扱いになる場合もございます。

### ② 申込方法

- パンフレットをお読みいただき、ご加入プランを決定のうえ、同封の「加入依頼書、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入ください。この際、印鑑捺印漏れがないこと等をご確認ください。
- ご記入いただいた「加入依頼書、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を同封の返信用封筒でご投函ください。(平成30年4月16日必着)

※新規ご加入の方のみ、加入依頼書(預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書)の提出が必要となります。

※既加入者の方は、自動継続となります。プラン変更・脱退につきましては5ページの『現在ご加入の方』の欄をご覧ください。

## 5 掛金(保険料+制度運営費)の請求

- 請求の予定日は6月12日(火)となります。残高不足等にご注意ください。

- 口座引き落としは収納代行会社の三菱UFJニコスに委託しています。その関係上、通帳には「NSカガワPTA」と印字されますが、引き落とし金融機関によっては「NSニコス」等と印字されます。

なお、残高不足その他の理由により引き落としができなかった場合は7月12日(木)に再請求がかかります。再請求がかからない方には別途払込票を送付します。ご入金がなければ、保険始期日に遡って契約取消となります。

## 6 加入者証

- 加入者証は引き落とし結果を確認させていただいた後に、7月中に郵送します。

加入者証到着前でも掛金の引き落としができていれば保険は有効です。

# 必ずご確認ください

## 現在ご加入の皆さま

- 本制度はお申し出がないかぎり同じプラン名（同等条件のプラン）での「**自動継続**」となります。  
同じプラン名で**継続の場合、このパンフレットと同時に配布されています加入依頼書の再提出は不要です。**  
二重のお申込みとならないようご注意ください。
- 氏名変更・転校等による住所変更・口座変更・加入プラン変更・脱退希望のある方は下記のとおり『変更ハガキ』に記載のうえ、返送ください。
  - ① 1月下旬に『変更ハガキ』を同封した継続のご案内をお送りします。  
継続のご案内が、3月になってもお手元に届かない場合は、本制度専用ダイヤルまでお問い合わせください。
  - ② 氏名変更、転校等による住所変更、口座変更、加入プラン変更、脱退希望の場合は変更ハガキにて、在校生申込締切日である平成30年3月30日(金)までにご返送ください。
- 中学3年生は平成31年3月31日午後4時が保険の満期となります。  
平成31年3月31日午後4時以降の事故は保険の対象外となりますので、十分ご注意ください。

## 新規ご加入の皆さま

- 新規ご加入の場合は加入依頼書の提出が必要です。
- 次回の満期からは、4ページ記載（3. 加入資格）の加入資格がある間は**自動継続**となります。  
また毎年、1月下旬に継続のご案内が送付されます。

### 【加入者数による保険金額の変更について】

加入者数が10,000名未満の場合、保険金額を調整（減額）することがありますのであらかじめご了承ください。

### 【ご加入資格について、下記項目をご確認ください。】

- ① 保険の対象となられるお子さま(被保険者)は、小・中学生ですか？  
(平成30年4月20日時点において)  
(はい / いいえ)
- ② 保険の対象となられるお子さま(被保険者)は、香川県内の香川県PTA連絡協議会加入の小・中学校に通われていますか？  
(平成30年4月20日時点において)  
※私立小・中学校等のPTA連絡協議会未加入の学校は当制度の加入資格はありません。  
(はい / いいえ)



上記①、②において、「いいえ」がひとつでもある場合、当制度にはご加入できません!

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約等各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：香川県PTA連絡協議会

■保険期間：平成30年4月20日午後4時から平成31年4月20日午後4時まで1年間となります。

※中学校を卒業される方の保険終期は、平成31年3月31日午後4時までとなります。

■申込締切日：平成30年3月30日(在校生)、平成30年4月16日(新小・中学1年生)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：香川県PTA連絡協議会会員の小・中学校の児童・生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。

●被保険者：香川県PTA連絡協議会会員の小・中学校の児童・生徒(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎりあります。

●扶養者：育英費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりあります。

●お支払方法：平成30年6月12日に口座から引き落としします。残高不足等により引き落としできなかった場合は平成30年7月12日に口座に再請求します。再請求ができない方には別途払込票を送付します。

●お手続方法：同封の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて香川県PTA連絡協議会へ郵送ください。

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。ただし、継続加入を行わない場合やご加入プランを変更して加入を行う場合は変更はがきをご返送ください。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成31年4月20日午後4時(中学校を卒業される方は平成31年3月31日午後4時)までとなります。

●中途脱退：保険料につきましては、払込票にてお振込みいただきます。毎月20日を保険料(制度運営費を含みます。)のお振込み締切日としております。この保険から脱退(解約)される場合は、本制度専用ダイヤルまでご連絡ください。

●保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### 【お子さま本人のケガの補償】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。S1・S2プランは熱中症危険補償特約がセットされていますので日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

#### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など  (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)$	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数 (1,000日限度)$	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> $<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 10 (倍)$ $<外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 5 (倍)$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊椎、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害 <sup>(※)</sup> が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 $介護保険金の額 = 介護保険金年額 \times 要介護期間 (年) (事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)$ (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。		
【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症 <sup>(※)</sup> を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 ※「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成29年9月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎり)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。			
被害事故(国内外補償)	被害事故補償(注1) 被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 <sup>(※)</sup> が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等内の親族、被保険者の同居の親族 など	



## 【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償	疾病 入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等<sup>(※)</sup>の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>
		<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下 ①から③までのいずれかの手術<sup>(※1)</sup>を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup> ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;">＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術<sup>(※1)</sup>を受けた場合は、保険期間中に確認検査<sup>(※2)</sup>を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術<sup>(※1)</sup>に該当するときは、同一手術期間<sup>(※2)</sup>に受けた一連の手術<sup>(※1)</sup>については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	
	疾病 手術保険金	<p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術<sup>(※1)</sup>に該当するときは、同一手術期間<sup>(※2)</sup>に受けた一連の手術<sup>(※1)</sup>については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	
疾病退院後 通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数</p>		

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【日常生活の賠償責任の補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任 (国内外補償) (注1)</p>	<p>住宅<sup>(※1)</sup>の所有・使用・管理または被保険者<sup>(※2)</sup>の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人</li> <li>②本人の配偶者</li> <li>③本人またはその配偶者の同居の親族</li> <li>④本人またはその配偶者の別居の未婚の子</li> <li>⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</li> <li>⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</li> </ul> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意</li> <li>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</li> <li>③地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</li> <li>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p> <p>(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①主たる原動力が人力であるもの</li> <li>②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート (ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)</li> <li>③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</li> </ul>

【お子さまの身の回り品の補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>物の損害の補償 (国内外補償) (注1)</p>	<p>偶然な事故により携行品<sup>(※1)</sup>に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額<sup>(※2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>■コンタクトレンズ、眼鏡</li> <li>■義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>■動物、植物</li> <li>■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)</li> <li>■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑥欠陥</li> <li>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</li> <li>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</li> <li>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</li> <li>⑩置き忘れまたは紛失</li> <li>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</li> <li>⑫楽器の音色または音質の変化</li> </ul> <p>など</p>

【扶養者の方に万一のことがあったときの補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用 育英費用 (国内外補償) (注1)(注2)	<p>扶養者<sup>(※1)</sup>が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態<sup>(※2)</sup>となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p>など</p>

(注1) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
【1回の入院】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【通院責任期間】	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## 1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ・ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
  - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
  - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
    - ★被保険者の職業または職務
    - ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況
 (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
  - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
  - ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
  - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
  - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

## 3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
    - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
    - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
  - 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
  - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
  - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

### ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## 4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険期間が1年の契約については、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

## 5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
  - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。
- ケガによる入院・通院でお支払いする保険金額が10万円以下の場合、お電話で入院・通院日数等をお申出いただくことにより、保険金をお支払いします。診断書等をご提出いただく必要はありません。  
(注1)ケガをされた時の状況や治療内容等により、別途書類をご提出いただく場合があります。  
(注2)ケガをされた方(親権者の方)から直接損保ジャパン日本興亜へお申し出いただく場合にかぎりです。  
(注3)治療が終了されている場合にかぎりです。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本プランレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事)	75%
東京海上日動火災保険株式会社	25%

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

### 10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・種別
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。	

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

〈取扱代理店〉 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社  
〒760-0017 高松市番町1-2-26 TEL 087-811-6551 FAX 087-811-6554  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈引受保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 高松支店 法人支社  
〒760-0027 高松市紺屋町1-6 TEL 087-825-0915 FAX 087-825-0910  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

#### ●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

#### ●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、平成30年9月を過ぎても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

(SJNK17-14157,2017.11.30)



